

# 自動車保管場所届出書の記載例

**【型式・車台番号】**  
完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を記入してください。(新車の場合は、自動車販売店へ照会してください。)  
数字とアルファベットを明瞭に区別して記入してください。  
ゼロ オー ディー イー ニー セット ハチ ビー フィ ユー  
(0とOとD、1とI、2とZ、8とB、VとUなどについて、間違いがよく見受けられます。)

**【届出書の種類】**  
新規又は変更の何れかに印をつけてください。

**【自動車の区分】**  
登録(登録自動車)・軽(軽自動車)の何れかに印をつけてください。

**【(車名) 例】**  
トヨタ  
日産  
三菱  
ホンダ等  
メーカー名を記入してください。

**提出先の警察署名を記入してください。**

自動車保管場所届出書 (新規・変更)		自動車の区分 登録 (軽)	
車名	型式	自動車の大きさ	
トヨタ	AB-CD123	長さ 350 センチメートル	幅 170 センチメートル
		高さ 140 センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置 山梨県甲府市丸の内〇丁目〇番〇号 (××アパート〇号室)			
自動車の保管場所の位置 山梨県甲府市中央〇丁目〇番〇号 ××駐車場 No.5 (変更前)			
※保管場所標章番号			
上記の事項について届出をします。			
甲府 警察署長 殿		平成 20 年 〇〇 月 〇〇 日	
届出者 山梨太郎 電話 (123) 456 局 789 番			
住所 山梨県甲府市丸の内〇丁目〇番〇号 ××アパート〇号室			
氏名 山梨太郎			
備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。 5 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。			

**【保管場所の所有者】**  
自己・共有(○)その他

**【自動車登録番号】**  
申請する自動車にナンバー(自動車登録番号)がある場合に記入してください。

**【申請区分】**  
入替の場合は、旧車両の車台番号、登録番号(ナンバー)を記入してください。

**【連絡先】**  
[申請内容についてのお尋ね先]  
昼間の連絡先で、勤務先や氏名、電話番号(携帯電話番号)等を記入してください。

**【保管場所の位置】**  
駐車場の所在地を住所表示で記入してください。

**【保管場所標章番号】**  
申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号がわかれば記入してください。

**【申請者住所・氏名】**  
[個人の場合]  
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。  
氏名欄は記名押印(印鑑は認印で結構です。)又は署名のどちらでも可です。  
氏名にはフリガナをつけてください。  
[法人の場合]  
登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を記入し、法人の代表者名を併記し、社印、代表社印又は代表者の認印を押印(署名のみは不可です。)してください。

## 注意事項

- 自動車保管場所届出書1通、保管場所標章交付申請書2通(計3通)に必要事項を記載してください。
- (用紙については、自動車保管場所届出書、自動車保管場所標章交付申請書の3枚が1組となったものが、警察署窓口にて用意されています。)
- 申請書類等は、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署へ提出してください。
- 申請添付書面(次の書類)をそれぞれ1通添付してください。
- 所在図と配置図・保管場所使用権原書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸契約書の写し等)
- 申請内容に疑義がある場合には、別途必要な書面の提出を求めることがあります。
- 保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。

証明手数料等  
標章交付申請 500円  
金額分の山梨県収入証紙  
での納入となります。